（船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十六条　船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令（平成二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「賃金の支払の確保等に関する法律等」を「賃金の支払の確保等に関する法律施行令」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第六条を削る。

（行政手続法施行令の一部改正）

第二十七条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第二十八条ノ二第二項（同法第二十八条ノ七第七項、第二十八条ノ八第四項、第二十九条第四項及び第三十一条ノ二第六項」を「第五十四条第二項（同法第六十一条第七項、第六十二条第四項、第六十三条第四項及び第七十六条第六項」に、「第二十九条ノ四第十項（同法第三十一条ノ三第三項」を「第六十五条第十項（同法第七十八条第三項」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二十八条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の五の表附則第十一条の六第二項の項中「船員保険法」を「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二条第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「平成二十二年改正前船員保険法」という。）」に改め、同表附則第十一条の六第六項第一号の項中「船員保険法」を「平成二十二年改正前船員保険法」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第十七号中「第九条第八項並びに第十条第一項」を「第八条第八項並びに第九条第一項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第三十条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表中

船員保険法の規定による介護料	労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付及び介護給付

を

労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付及び介護給付	

に改める。

第二十二条の三第一項第二号中「第三十一条ノ六第一項に規定する一部負担金等ノ額」を「第八十三条第一項に規定する一部負担金等の額」に改め、同条第二項第七号ハ中「第十一条の二第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条第七項第一号ロ中「第二十八条ノ三第一項第三号」を「第五十五条第一項第三号」に改める。

第四十条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第四十二条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十二号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第二十三号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第二十四号中「第十九号」を「第十七号」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十五号中「第二十号」を「第十八号」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条中第二十六号を第二十四号とし、第二十七号から第四十号までを二号ずつ繰り上げる。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第三十一条　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第五項から第七項までの規定中「又は船員保険特別会計」を削る。

（国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第三十二条　国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十五年政令第四百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を削る。

（独立行政法人海洋研究開発機構法施行令の一部改正）

第三十三条　独立行政法人海洋研究開発機構法施行令（平成十六年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三十四条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第九号、第三十二条第二項第八号及び第三十三条第二項第六号中「第七条ただし書」を「第五条ただし書」に改める。

（船員職業安定法施行令の一部改正）

第三十五条　船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表船員保険法第三十二条第二項の項中「第三十二条第二項」を「第七十四条第一項」に、「第八十七条ノ」を「第八十七条の」に、「ノ規定ニ依リ読替ヘテ適用セラルル」を「の規定により読み替えて適用される」に改める。

第五条の見出し中「賃金の支払の確保等に関する法律等」を「賃金の支払の確保等に関する法律施行令」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。